

○大府市発達支援センターおひさま早期療育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成16年大府市条例第29号）第4条第4号に規定する市長が必要と認める事業として実施する早期療育事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用できる者)

第2条 早期療育事業を利用できる者は、本市に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 発達障がい又はその疑いのある就学前の児童及び当該児童の保護者
- (2) 知的障がい又はその疑いのある就学前の児童及び当該児童の保護者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める就学前の児童及び当該児童の保護者

(定員)

第3条 早期療育事業の定員は、8組とする。

(運営の方針)

第4条 早期療育事業を実施する事業所（以下「事業所」という。）は、次に掲げる事項に留意し、支援を行うものとする。

- (1) 児童及び当該児童の保護者（第2条に該当する者で、早期療育事業を利用するものをいう。以下「利用者」という。）の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて対応すること。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って対応すること。
- (3) 関係機関と密接な連携を図り、事業所に入所した児童（以下「入所児童」という。）が心身ともに健やかに育成されるよう努めること。

(勤務者)

第5条 事業所に勤務する者（以下「勤務者」という。）の職種は、次のとおりとする。

- (1) 管理者
- (2) 保育士
- (3) 給食調理員

2 管理者は、大府市発達支援センター長とし、勤務者及び業務の管理を一元的に行う。

3 保育士は、利用者の生活指導に関する業務を行う。

4 給食調理員は、給食調理業務及び用務を行う。

(休日等)

第6条 事業所の休日は、大府市発達支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年大府市規則第39号）第5条に規定する休日とする。

2 早期療育事業の利用時間は、平日の午前10時から午後1時10分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、これらを変更すること

ができる。

(事業の内容)

第7条 早期療育事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 家族支援
- (2) 食事の提供
- (3) 生活指導
- (4) 機能訓練
- (5) レクリエーション
- (6) 健康管理
- (7) 前各号に掲げるもののほか、利用者の支援に関し、市長が必要と認めること。

(費用負担)

第8条 早期療育事業に要する費用の負担は、無料とする。

2 食材料費は、実費を徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 保育士は、入所児童に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに、医療機関又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 管理者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出等の訓練を行わなければならない。

(苦情解決)

第11条 事業所は、入所児童の保護者から苦情の申出があったときは、大府市福祉サービス苦情解決処理取扱要領に則して、迅速かつ適切に苦情の解決に当たるものとする。

(研修等)

第12条 管理者は、利用者に対して適切な支援を行うため、保育士の勤務体制を整備するとともに、保育士の資質の向上を図るため、定期的に研修を行うものとする。

(守秘義務)

第13条 勤務者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(協議)

第14条 この要綱に定めるもののほか、早期療育事業の運営に関し必要な事項は、市長及び管理者が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。